

伊豆高原十字の園居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する伊豆高原十字の園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して居宅介護支援を行わなければならない。また、利用者の心身の状況、環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスが総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。支援にあたっては利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に居宅介護支援を行わなければならない。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊豆高原十字の園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 伊東市八幡野1028番地の4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3人以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- (3) 事務員（常勤兼務） 1人
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時半から午後5時半までとする。ただし、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する。

（指定居宅介護支援のサービス提供方法）

第6条 サービスの提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所は利用者の居宅または、当事業所とする。

(2) 使用する課題分析票の種類は、厚生労働省の「課題分析標準項目」を満たすアセスメントツールを用いる。課題分析の手順は、居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し在宅生活における意向を把握した上で、アセスメントツールを用いて課題分析を行う。また、定期的にモニタリングを行い利用者等における課題の見直しを行う。

(3) 利用者宅への訪問頻度は最低一ヶ月に一回とする。毎月の居宅介護サービスの提供に際して、居宅サービス計画書を交付し、目標、利用料等に関する説明を行い、同意を得るものとし、居宅サービス提供開始後には、利用者の状態把握、実施状況の確認、その他の相談の支援にあたるものとする。

(4) サービス担当者会議は、原則として更新月に開催する。

（指定居宅介護支援のサービス提供内容）

第7条 サービスの提供内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

(3) 介護保険施設の紹介

(4) 利用者に対する相談援助業務

(5) 要介護認定申請の代行

(6) 住宅改修理由書の作成

(7) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額等）

第8条 指定居宅介護支援に係る利用料は介護報酬の告示上の額とする。原則として全額が介護保険から給付されるため自己負担は発生しない。ただし、次の場合には利用料金が発生する。

(1) 介護保険被保険者証の提示がなされない場合。

(2) 介護保険被保険者証に償還払いにより給付される旨の記載がある場合。

※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業の実施地域を越えてから片道概ね10km未満 500円/片道
 - (2) 事業の実施地域を越えてから片道概ね10km以上 1,000円/片道※この場合交通費も実費の範囲内で設定すること。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊東市とする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 事業所は、専門知識や質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月 1日から施行する。
平成15年 4月 1日から改訂施行する。
平成16年 4月 1日から改訂施行する。
平成18年 3月 1日から改訂施行する。
平成18年 9月 1日から改訂施行する。
平成19年 2月 1日から改訂施行する。
平成19年 4月 1日から改訂施行する。
平成19年 7月21日から改訂施行する。
平成21年 4月 1日から改訂施行する。

平成21年 5月 1日から改訂施行する。
平成23年 4月16日から改訂施行する。
平成23年 7月 1日から改訂施行する。
平成27年 3月 1日から改訂施行する。
平成27年12月 1日から改訂施行する。
2022年 6月 1日から改訂施行する。